

<2023年度10月の主な変更点>

変更項目	変更前		変更後	
	対象 頁	(2023年度4月版)	対象 頁	(2023年度10月版)
IV. 経理処理について 3. 経理処理に当たっての注意点	P.67	(5) 委託業務の遂行により生じる副生物について 委託業務を遂行する中で、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品、金属等の有価物が副生物として発生する場合、①委託先からNEDOへの申出(書式IV-1(P.73))、②NEDOから委託先へ副生物の処分方法の指示、③委託先からNEDOへ処分後の報告(書式IV-2(P.74))、④NEDOから委託先へ処分収入の納付請求の手順を経て、NEDOへ納付することになります。 なお、副生物の種類や内容に応じて、必要な手続きが異なることから、まずはプロジェクト担当部にご相談ください。	P.67	(5) 委託業務の遂行により生じる副生物について委託業務を遂行する中で、電気、熱・冷熱、液化油、化学製品、金属等の有価物が副生物として発生する場合、①委託先からNEDOへの申出(書式IV-1(P.73))、②NEDOから委託先へ副生物の処分方法の指示、③委託先からNEDOへ処分後の報告(書式IV-2(P.74))、④NEDOから委託先へ処分収入の納付請求の手順を経て、NEDOへ納付することになります。 <u>また、委託先が産業廃棄物処理業者等の第三者へ譲渡(売却等)して副生物の処理を行った場合、当該第三者へ交付した適格請求書(インボイス)の写し又は提供した適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録について、上記③の報告書に添付してNEDOへ提出してください。</u> <u>加えて、再委託先等において発生した副生物を処分する場合には、第三者への売却等如何により、再委託先等から第三者に対して又は委託先が再委託先に対して交付した適格請求書(インボイス)の写し若しくは提供した電磁的記録を上記③の報告書に添付してください。</u> なお、副生物の種類や内容に応じて、必要な手続きが異なることから、まずはプロジェクト担当部にご相談ください。
同上	P.72	<書式IV-1> 副生物の申出書	P.72	<変更>
同上	P.73	<書式IV-2> 副生物の処分報告書	P.73	<変更>
X II. 委託費の支払	P.153	<書式X I-1①> 支払請求書	P.153	<変更>
X III. 研究開発資産・知的財産権について 3. 知的財産権について	P.164	(2) 移転または専用実施権設定等時の事前承認 ①、②	P.162	(2) 移転または専用実施権設定等時の事前承認 ①、② ③ <u>共有の知的財産権の持分放棄の場合</u>
同上	P.164	・移転等をする場合、約款第31条第3項および第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう移転先等に約定させてください(約款第31条第5項)。	P.162	移転等をする場合、約款第31条第3項および第4項、第31条の3、第31条の4、第31条の5、 <u>第31条の6、第32条、第33条並びに第34条の規定の適用に支障を与えないよう移転先等に約定させてください(約款第31条第5項)。</u>
同上	P.164	<新設>	P.162	<u>(5) 共有の知的財産権持分放棄の届出(2015年3月18日以降に締結した2015年度事業(平成27年度事業)に係る成果から適用)</u> <u>・共有の知的財産権の自己の持分を放棄する場合は、当該知的財産権の持分の放棄を行う前に、知的財産権持分放棄届出書をNEDOに提出する必要があります(約款第31条の6)。</u>
同上	P.165	(6) NEDOプロジェクトマネジメントシステム(以下「PMS」という)による知的財産権に関する申請、報告等の手続 (a)～(h)	P.163	<u>(7) NEDOプロジェクトマネジメントシステム(以下「PMS」という)による知的財産権に関する申請、報告等の手続</u> (a)～(h) <u>(i) 知的財産権持分放棄届出書 (約款第31条の6第1項)</u>

変更項目	変更前 (2023年度4月版)		変更後 (2023年度10月版)	
	対象 頁		対象 頁	
同上	P.165	(7) PMS知財機能の利用方法(注意:契約年度の時期により利用申請の方法が異なります) ① 2019年10月時点およびこれ以降に委託契約が行われており、NEDOから利用の申請を行うように依頼があった事業者は、登録完了後にログインし、各契約のメニューから「知財」アイコンをクリックしてご利用ください。	P.163	(8) PMS知財機能の利用方法(注意:契約年度の時期により利用申請の方法が異なります) ① 2019年10月時点およびこれ以降に委託契約が行われており、NEDOから利用の申請を行うように依頼があった事業者は、登録完了後にログインし、各契約のメニューから「知財」アイコンをクリックしてご利用ください((i)知的財産権持分放棄届出書は「文書一覧」のアイコンから提出します)。
同上	P.166	<知的財産権の取得等に関する報告一覧>	P.165	<変更>
X V. プロジェクト マネジメントシステム の概要とユーザー 登録 3. 契約に関連した 事務処理手続き	P.183	(7) 知財管理 知財管理については、以下の申請・届出・通知等は本システムで事務処理をします。 契約メニュー画面の知財ボタンに各入力フォームがありますが、知的財産権帰属届出書のみ文書一覧に入力フォームがあります。	P.183	(7) 知財管理 知財管理については、以下の申請・届出・通知等は本システムで事務処理をします。 契約メニュー画面の知財ボタンに各入力フォームがありますが、 <u>知的財産権持分放棄届出書</u> のみ文書一覧に入力フォームがあります。
同上	P.183	<新設>	P.183	(9) 知的財産権持分放棄届出書 業務委託契約約款第31条の6第1項